

三 △罷業統制に關する決議案

理由

組合本部案

労働争議の勝敗如何は組合の存立、發展上最も重要なものである。何故なら
今日の労働組合の内容は、資本家の突発的排斥にせよ、或は労働者自らの
暴行の行動としての争議を起すの何れを問はず、之の如き場合によく善處し、有利に
解決する以外には、直接労働組合の効果を表示する能はないからである。

而し乍ら労働組合は労働争議の手段が唯一絶対の武器であると言ひては在り、之
の全目的發展の爲めには、組合基金積立のことも、関係工場の調査、労働者自身
の手に調べ上げたる賃銀調査並に生計調査消費組合運動と労働組合との完全な
提携等を積極的に断行し、過去の歴史と経験とを教へる欠点を補つて、以て労働
組合として永續性あるものとするに努めねばならぬ。

更に十五年七月一日より施行せられたる、労働争議調停法の組合運動に及ぼす
影響を、爾時、特に労働争議に關する我等の用意周到なる対策と行動とを痛
感する、争議調停法の利用の方面から言へば忠実にして、公心なる三名の局外者
を選ぶことが主要條件の様と思はれるが、事實は如何に如何に組合側の調査が行届

き、寸分の隙もなす対策と戦術とが否か否かが最も重要な勝敗の分岐点である。
我々は今回労働争議統制に關する提案を有すに當つて、單に争議回避論、或は争議
高懸論の論兵から説明するに止り、前述の如く労働組合の永續性の爲め、労働
組合を労働者生活の現実的必要に立脚せしむるの意識を骨子として、労働争議統制に
關する決議案を提出するものである。

ストライキ統制に關する
決議案

州東合同労働組合所屬支那は、労働争議發生に際しては、次の諸條件を忠實
遵守して、労働争議の堅實化を計らねばならぬ。

- 一 所屬支那に於て争議を宣言するに當つては前以て州東合同労働組合の権威ある
機関の問題を提起し、其の対策を得る事、
- 一 争議繼續中に雖も、組合本部の決定による争議中止案成立の場合には之に服す。

但し此の場合に於ける本部決定の協議は各責任者参加の上たること。

可決